

公 募 要 領

1. 事業概要

契約件名 タクシー利用契約

契約期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日

2. 事業の趣旨

独立行政法人国立高等専門学校機構本部において、外部での急務発生時、深夜業務後の帰宅時及び出張時等における職員の安全かつ安定した輸送確保を目的としたタクシーの供給

3. 公募に参加する者に必要な資格

- (1) 独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生（再生）手続開始の決定を受けた者を除く。
- (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、独立行政法人国立高等専門学校機構が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (4) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」の【判断の基準】を満たしていること。
- (5) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 関東運輸局長から一般乗用旅客自動車運送事業の経営許可並びに運賃及び料金の認可を受け、営業区域が「特別区、武蔵野市及び三鷹市」又は「八王子市、日野市、多摩市、稲城市及び町田市」であること。

4. 公募に参加する者に必要な条件

以下の参加条件の全てを満たしている者であること。

- ・ 24時間配車可能なこと。
- ・ 料金後払いチケットが使用できること。
- ・ 本役務契約に係る事務手数料（受託手数料、年会費等）がかからないこと。
- ・ タクシーチケットは受注者の負担において作成すること。
- ・ 当機構から料金後払いタクシーチケットの請求があった際に必要な数量を7営業日以内（請求日含む）に納入可能なこと。
- ・ タクシーチケットには以下の内容を記載するものとする。
 - ア) 乗車区域「特別区、武蔵野市及び三鷹市」又は「八王子市、日野市、多摩市、稲城市及び町田市」
 - イ) 使用期限（令和5年3月31日）

5. 提出書類

参加を希望する者は、上記3. に掲げた条件を満たす場合には、提出期限までに申込書等必要書類を提出すること。（郵送可）

- (1) 提出先 〒193-0834 東京都八王子市東浅川町701-2
独立行政法人国立高等専門学校機構本部財務課契約係
TEL042-662-3137
FAX042-662-3138
受付時間：平日9:00～17:00（12:15～13:00を除く）

(2) 提出期限 令和4年3月1日(火) 17時【郵送の場合も同じ】

(3) 提出書類

- ・申込書(別紙) 1部
- ・経営許可書(写) 1部
- ・運賃及び料金の認可書(写) 1部

6. 契約者の決定方法

上記申込書等必要書類を提出した者のうち、上記3.に掲げた条件を満たす全ての者と契約する。ただし、契約締結はするが利用を確約するものではない。